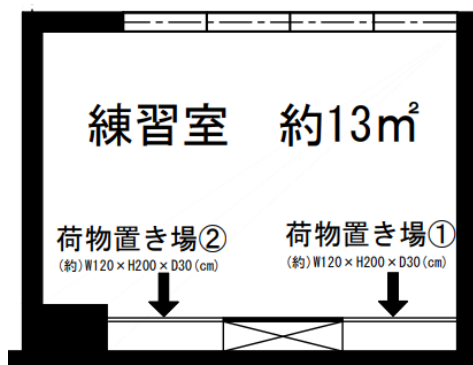


ダイヤ通音楽ホール練習室荷物置き場個別規定

1. 個別規定について

- ・ ダイヤ通音楽ホール練習室荷物置き場個別規定（以下「荷物置き場規約」という）は、「ダイヤ通音楽ホール利用規約」に付随して、利用者は、当施設練習室内の荷物置き場（以下「当置き場」という）の利用にあたり、確認及び承認する必要があるものとする。
- ・ 「ダイヤ通音楽ホール利用規約」と「荷物置き場規約」が抵触する場合には、「荷物置き場規約」が優先されるものとする。

2. 荷物置き場について



練習室平面図

- ・ 当置き場は、当施設練習室の定期的な利用者へ、それぞれの活動に必要な楽器や道具等、その他備品を保管するためのものです。
- ・ 当置き場の範囲は、上記「練習室平面図」で記した「荷物置き場①」「荷物置き場②」の部分とします。
- ・ 当置き場に鍵等はありません。収容品が盗難等にあった場合も、運営者はその損害の補償を一切行いません。

3. 当置き場の利用予約

- ・ 当置き場の利用には、利用開始日の5日前までに当施設ホームページ利用予約フォーム他運営者が指定する方法で、利用予約の申し込みを行うものとする
- ・ 運営者が利用予約の申し込みを承認した時点で、利用予約を完了とする。
- ・ 当置き場は1か月(月の1日から末日)ごとの単位で、利用予約ができるものとする。
- ・ 当置き場を利用するには、当置き場利用と同じ月の練習室を月の1日から末日までを合計して6時間以上利用予約をしている、又は当置き場利用予約申し込みの際に、同条件で練習室を同時に利用予約申し込みする必要があるものとする。

4. 利用料の支払い

- ・ 利用料は、当置き場利用開始日の3日前までに、利用予約完了分全額を支払うものとする。
- ・ 利用料については別途定めがない限り、以下の通りとする。

荷物置き場	利用料(税込)/月
① (約)W120×H200×D30(cm)	¥3,000-
② (約)W120×H200×D30(cm)	¥3,000-

- ・ 利用開始月が1か月に満たない場合、当該開始月の開始日から末日までを日割りした利用料とする。
- ・ 支払先については、運営者が指定する方法で支払うものとする。

5. 当置き場の継続利用予約

- ・ 当置き場利用者は、利用月翌月以降も優先して利用予約ができるものとする。その場合も翌月1日の5日前までに利用予約の申し込みを行うものとし、翌月1日の3日前までに利用料を支払うものとする。

6. 利用制限

- ・ 当施設練習室の利用がないとき、当置き場のみの利用は不可とする。ただし下記に該当する場合は利用を許可する。
 1. 当置き場利用開始に伴い、物品を収容するために必要な最初の一回
 2. 当置き場利用終了に伴い、物品の撤収が必要なとき
 3. その他、運営者が当置き場のみの利用を許可したとき

7. 利用終了

- ・ 利用者は運営者に申し出ること、当置き場の利用を終了できるものとする。
- ・ 月半ば等に利用を終了した場合、利用料を日割りしての返金等は一切行わないものとする。
- ・ 当置き場に収容していた物品について、利用終了日までに撤収する必要があるものとする。
- ・ 利用終了日までに撤収されず、放置された物品については、利用終了した時点から「ダイヤ通音楽ホール利用規約第8条(忘れ物・放置物品の取り扱い)」で定めた通り、取り扱うものとする。

8. 保管禁止物

- ・ 下記のいずれかに該当する物品は、当置き場への収容を禁止とする。
 1. 当施設の利用に関係のないもの
 2. 貴重品または利用者にとって重要な物品・書類・資料等、高額なもの
 3. 揮発性もしくは毒性のあるもの、または爆発物等の危険物
 4. 動物・死体・遺骨・死骸その他保管に適さないと認められるもの
 5. 盗品等の不法物品、法令等により所持・携帯が禁止されているもの等、犯罪に関連するもの
 6. 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
 7. 当施設を汚損・破損するおそれのあるもの

9. 収容品の点検

- ・ 下記のいずれかに該当する場合、運営者は利用者の許可なく、収容品の開披・別途保管・廃棄・その他適当な措置を講じることができるものとする。
 1. 上記保管禁止物が入れられたとき、また入れられたおそれがある場合
 2. 料金等の支払債務の不履行があった場合
 3. 法令・行政の指示・指導があった場合(警察等の指示があったとき)
 4. その他管理上止むを得ない場合

10. 責任の所在

- ・ 故意または過失により当置き場を破損した場合、または他利用者の収容品に損害を与えた場合等、利用者が当施設または第三者に与えた損害については、利用者が賠償する必要があるものとする。
- ・ 下記のいずれかに該当する場合、収容品が滅失・損傷しても、運営者はその賠償の責任を負わないものとする。
 1. 保管禁止物が入れられていた場合
 2. 収容品が盗難等にあった場合
 3. 天災地変等の不可抗力による場合
 4. その他、当施設の責に帰さない場合
- ・ 運営者の過失による収容品の滅失・損傷についての賠償は、利用者から当該損害が発生した月分として受領していた利用料の額を上限とする。尚練習室利用料は含まれないものとする。

運営者は荷物置き場規約を予告無く改定することがあります。

制定 2022年1月17日